

日本共産党の松尾孝です。会派を代表し、ただいま議題となっております意見書・決議案21件中、自民、民主、公明、創成4会派提案の「議員の位置づけの明確化及び都道府県議会議員の選挙区制度の見直しの早期実現を求める意見書案」、自民党、公明党提案の「子ども手当の財源の地方負担に反対する意見書案」、「北方領土問題に対する毅然とした外交姿勢を求める意見書案」、及び「政府に対し万全の危機管理体制構築を求める意見書案」、4会派提案の「切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書案」の5件に反対し、他の16件に賛成の討論を行います。

先ず、わが党提案の「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加に反対する意見書案」についてです。

TPPによってすべての品目の関税が撤廃された場合、わが国の食料、農業、農村に及ぼす影響は農水省の試算、北海道はじめいくつかの県の検討結果をみてもまことに甚大であります。特に、政府が自ら決定した食料自給率50%への引き上げ、食料保障方針を事実上放棄することとなり、国民に大きな不安を与えています。政府は国民のこの不安を払拭するため、農業改革本部を設置し、来年6月をめどに基本方針を決定するとしています。

しかし、規模拡大で生産性の向上をはかっても、競争力を強化することはまずできません。規模拡大政策は歴史的に破綻済みであります。戸別所得補償制度で経営を守る保障もありません。中山間地域が大部分を占める京都の地域農業への壊滅的被害は免れず、京野菜やお茶など特産振興でカバーできるとの論もありますが、安易に過ぎます。TPPと農業振興の両立は絶対に不可能と考えます。

また、TPPは全てのサービス、人的交流、投資を自由化するものであり、農山村はもちろん、地域経済・社会の将来を危うくするものであり、絶対に認められません。

このことを肌身で感じておられる農家の皆さんを始め、農業団体、関係者の皆さんが危機感を持って立ち上がっておられるのは当然であります。ご承知と思いますが、京都府農業会議を先頭に26市町村農業委員会がこぞって絶対反対を表明し、知事、議長に国への働きかけを要請しています。未だかつてないことであり、議会としてこの要請にこたえるべきであります。

食料主権、食糧安全保障の確立に向けて政策の転換を求め、TPP参加を前提とした関係国との協議を中止し、TPP参加を行わないことを求めるわが党の意見書案に賛成されるように心から訴えます。

4会派提案の「わが国の農業振興に関する意見書案」は、政府の「包括的経済連携に関する基本方針」が従来の政府方針に反するものであることを批判し、食料自給率の向上、農業・農村振興を求めており、賛成であります。しかし、それならばなぜTPPに反対されないのか、反対の一言もなく、TPPの下で、「農業の持続的発展が

可能な万全の措置」を求めるなどは実現不可能であることを厳しく指摘しておきます。

次に、わが党の「中小企業支援と法人税減税に関する意見書案」についてです。円高とデフレ不況が進行する中、厳しい経営を余儀なくされている中小企業への支援を抜本的に強めることは焦眉の課題であります。こうしたなかで菅内閣は、法人税の5%減税の方針を決定しました。菅首相は、減税理由として企業による国内投資と雇用の拡大をあげています。ところが財界は、法人税減税による投資、雇用の拡大を正面から拒否しています。経団連の米倉会長は「資本主義ではない考え方を導入されては困る」とまで述べているのです。

政府税調の議論でも、法人税率引き下げ効果に疑問が噴出しました。「投資・雇用の充当よりも、内部留保や借入金の返済に充当することを考えている企業が多い」との声も出ました。法人税の減税が国内投資や雇用の拡大につながることは、とうてい期待できないのであります。景気対策と言うのであれば、金余りといわれる大企業の244兆円もの内部留保を、中小企業への下請け単価の引き上げや賃金引き上げ、雇用拡大にまわすよう求めるべきであります。

4会派提案の「切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書案」の、「緊急保証制度」の再延長、保証枠の拡大などは賛成ですが、法人税の減税はまさに大企業優遇、財界言いなりであり、意見書案には反対であります。

次に、わが党提案の「障害者の意見を反映した新たな総合的な障害者関連法制を求める意見書案」についてです。

障害者の皆さんは、障害者自立支援法について、障がい重いほど、負担が増える応益負担制度は、憲法に違反している、と廃止運動を繰り広げ、全国で訴訟を起こしてきました。この大きな世論、運動に押され、政権交代後の昨年9月、厚生労働省は、原告団・弁護団と「速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも2013年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実施する」ことを明記した「基本合意」を交わし和解しました。また、「利用者負担の見直し」等の早急に対応を要する課題については、2013年8月を待たずとも予算措置の中で、具体化できるとしました。

ところが、菅内閣は、旧与党が立案した自立支援法改定案を、補正予算を盾に取った「無修正で提案せよ」との強い圧力に屈し、関係者と何の協議もなく今国会に上程し、審議抜きで強行・可決するという暴挙を行いました。改正案が政治取引の道具とされ、強行可決されたことに対する関係者のみなさんの失望、怒りは察するにあまりがあります。

わが党提出の意見書案は、国との「基本合意」、障害者も参加した推進会議の議論を尊重した、新たな総合的障害者関連法制を国に強く求めるものであります。是非、ご賛同いただきますようお願いいたします。

次に、わが党の「子どもの医療費助成制度の小学校卒業までの拡充を求める決議」案についてです。

少子化対策の大きな柱であります子どもの医療費助成は市町村の努力で大きく前進してきました。通院が小学校卒業まで無料は13自治体と府下26自治体の半分までできましたが、すべての子どもたちが安心して医療が受けられるよう、いっそうの拡充が求められます。特に、京都府の子どもの約半数を占める京都市が大きな問題であります。

知事は本年4月、選挙公約として改善方針を打ち出し、検討を始めています。さきの「明日の京都」特別委員会知事総括質疑の中でも、「施策の実施を先送りするものではない」と言明されましたが、京都府として小学校卒業までの無料化を一日も早く実施するよう強く求めるものであります。

次に、わが党の「子ども手当て財源の地方負担に反対する意見書案」についてです。

政府は23年度の子ども手当て財源について、本年度の暫定措置としていた地方負担を、地方との十分な協議もないまま継続する意向ですが、これは断じて認められません。この手当てのような全国一律の現金給付については国の負担が当然であり、地方負担の継続をやめ、全額国庫負担で実施するよう強く求めるものです。

自民党、公明党提案の意見書につきましては地方負担廃止を求めている点では同じですが、制度設計が出来ない場合は子ども手当ての廃止を提起しています。これについては国民的議論が必要と考えます。

次にわが党の「30人以下学級の早期実現を求める意見書案」についてです。

この7月、中央教育審議会分科会が「学級規模の引き下げ」を求める提言を発表、文部科学省も2011年度から8年間で、公立小中学校1学級の児童・生徒数の上限を現行40人から30人～35人に引き下げる計画案を決定しました。ところがその後、政府の「評価会議」は11年度予算編成に先立つ「政策コンテスト」でB判定とし、政府内の調整でも、35人学級の実施に必要な6300人の教員定数増をいったん認めれば、将来にわたる人件費増の要因となり、文教・科学振興費の削減が難しくなるとの意見が強まっています。また、財務省は「少人数化と学力向上の因果関係は不明」として40人学級の維持を主張しています。

これは教職員人件費の抑制を優先したもので、「少人数学級の推進」の参議院選挙公約に反し、国民の期待を大きく裏切るものであります。子どもたちを30人以下の学級で学ばせたいという願いは保護者や教育関係者の一致した強い要望です。

わが党の意見書案は国に対し30人以下学級が実施できる標準法の見直しをただちに行うよう求めるものです。

次にわが党の「私学授業料減免制度の拡充に関する決議案」についてです。

子ども議員団は、子どもたちが経済的な事情で私学に行けなかったり、中退を余儀

なくされことのないよう、私学も公立と同様に授業料を無償化するよう保護者の皆さんと運動を重ねてまいりました。本年4月、国が国公立高校授業料の無償化を実施する中で、本府も私学について年収350万円未満程度の世帯の授業料の「無償化」制度を創設しました。この間、子どもは、私学関係者とも懇談を重ねてまいりましたが、一番の問題は学校負担の問題でした。「無償化」については、子どもと保護者の立場に立って歓迎される一方、「生徒が減った上に年収350万円未満の対象生徒が相当多く、学校負担が嵩み、いつまで続けられるのか？」と不安の声もよせられました。

私学で学ぶ権利を保障するためには、本府における授業料減免制度の学校負担をなくし、私学助成を拡充することが必要です。また、他府県の私学に通う子どもたちは、現在対象となっていないが、ぜひ府内の生徒と同様に支援するよう強く求めるものです。

さらに、知事マニフェストには、無償化の対象を所得500万程度まで広げることが明記されており、早急の実施するよう求めるものであります。

次に、わが党の「**選択的夫婦別姓制度導入など民法改正の早期実現を求める意見書案**」ですが、結婚して姓が変わることで不利益を受けたり、自分らしさを失うと感じる女性が、結婚後もこれまでの姓を名乗りたいというのは、憲法24条が、結婚を「個人の尊厳と両性の本質的平等」の上に成り立つことを保障していることから、当然の願いであります。意見書案に明記したように、法制審議会が1996年に民法改正要綱を答申し、民法の抜本改正を提案してから既に14年経過していますが、未だに国会には上提さえされていません。国連女性差別撤廃委員会からも最優先課題として実現を求められておりこれ以上放置することは出来ません。

次に、わが党提案の「**日ロ領土問題に関して本格的な交渉に踏み出すことを求める意見書案**」と、自民党、公明党提案の「**北方領土問題に対する毅然とした外交姿勢を求める意見書案**」についてです。

ロシアのメドベージェフ大統領が、日本の歴史的領土である千島列島の国後島を訪問したことは、不当な領有を固定化しようとするものであり、断じて容認できません。日ロ領土問題の解決のためには、第2次世界大戦の戦後処理の不公正を正し、歯舞、色丹島の即時返還はもちろん、国後、択捉から得撫（ウルップ）島、占守（シュムシュ）島に至るまでの全千島列島の返還を求める立場で、本格的な領土交渉に踏み出すことが必要です。これまでの自民党政権による領土交渉の再検討、歴史的事実と国際的道理に立った方針への転換を求めるわが党の意見書案に賛同を求めるものです。

自民党、公明党提案の意見書案は、領土交渉の対象を南千島の国後、択捉と、北海道の一部である歯舞、色丹の4島に限定するなど、問題のある東京宣言を評価する内容を含んでおり、賛成できません。

次に、わが党提案の「朝鮮半島問題の平和的解決を求める意見書案」と、自民党、公明党提案の「政府に対し万全の危機管理体制構築を求める意見書案」についてです。

北朝鮮による韓国、延坪島（ヨンピョンド）への無法な砲撃が断じて許されない重大な挑発行動であることは、言うまでもありません。この問題の平和的解決のため、国際社会が一致して政治的努力をつくすことが求められています。12月3日に閉幕したアジア政党国際会議の「プノンペン宣言」は、「朝鮮半島における最近の挑発と軍事行動に関して、総会は、すべての当事国が直ちに対話と交渉を通じて状況を緩和するよう呼び掛ける」と明記しました。こうした立場から、日本政府に、6カ国協議の緊急会合実現も含めた外交的イニシアチブを発揮するよう求めている、わが党提案の意見書案への賛同をお願いします。

自民党、公明党提案の意見書案は、政府の対応の遅れなどを口実に、危機管理体制の構築を求めています。北東アジアの緊張激化、有事法制の強化につながるものであり、賛成できません。

次に、わが党提案の「旧日本軍『慰安婦』問題について政府の誠実な対応を求める意見書案」についてです。

「慰安婦」問題は、日本がおこした侵略戦争のさなか、植民地にしていた台湾、朝鮮、軍事侵略していた中国などで女性たちを強制的に集め、組織的継続的に性行為を強要したという非人道的問題です。

政府は1993年の河野官房長官談話、1995年の村山首相談話などで強制連行の事実を認めています。しかし、国による賠償はおこなわれておらず、いまだ未解決です。国連やILOなどの国際機関はもとより、各国の議会から、被害女性への公的な謝罪や国による賠償を求められています。被害者は高齢化し、亡くなった方もあり、一日も早い解決が必要です。

先日、中国・桂林で旧日本軍に連行され「慰安婦」にされた86歳の女性とその息子さんが、府議会を訪れ、問題解決を切々と訴えられました。その願いに応えるためにも、政府に誠実な対応を求めるこの意見書案に、ぜひ賛同をお願いします。

公明党案はわが党意見書への対案として提出されたものですが、対案といえる内容ではなく、共同提案も十分可能なものであり、理解に苦しむところです。

次に民主党、公明党提案の「取り調べの可視化の実現を求める意見書案」ですが、自白の強要など違法な取調べの根絶が、冤罪をなくし、公正な裁判を保障するため必要なことは、最近の事例からもあきらかです。そのためにも取調べの可視化は当然であり、賛成です。

次に、わが党提案の「高浜原発3号機でのプルサーマル実施の中止を求める意見書案」についてです。

そもそもプルサーマルの技術は、世界的にも確立されておらず、例えばMOX燃料

を使用する原子炉では、出力が不安定になりコントロールが難しくなることや、もしも一旦事故が起これば、ウラン燃料の原発事故に比べて汚染範囲は何倍にもなることなど、さまざまな問題点が専門家から指摘されているところです。さらに日本列島が地震の活動期に入ったといわれるなかで、直近に断層帯の存在が指摘されている老朽化した原発をさらに酷使し、プルサーマルを進めれば、大地震発生時には想像を絶する被害に見舞われる危険性があります。

また、使用済みMOX燃料の再処理は現在のところ不可能であり、計画もないという大問題があります。

高浜原発でのプルサーマル実施に対して、地域住民が強い不安を持っているのはこうした根拠があるのです。プルサーマル実施には反対です。

次に、**4会派提案の「議員の位置付けの明確化及び都道府県議会議員の選挙区制度の見直しの早期実現を求める意見書案」**についてです。

本意見書案は、全国都道府県議長会の要請により、自治法と公選法の改定を求めるものですが、「都道府県議会議員の選挙区について、『郡市の区域による』としている公職選挙法の規定を改正し、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすること」という文言が含まれています。これは「多様な選択が可能に」という名の下に、現在の郡市の単位よりも狭い単位で小選挙区が設けられる恐れがあり、多様な民意の反映がそこなわれるものとなりかねません。よって反対です。

最後に**4会派提案の「児童虐待防止に向けた体制強化を求める意見書案」**についてですが、昨今頻発している虐待事案を早急に解消するためにも体制強化が急がれており、当然賛成です。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。